

【町民福祉課からのお知らせ②】 国民年金保険料が安くなりました！

国民年金保険料は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定され、平成30年4月からの保険料は、**月額16,340円**となりました。（平成30年3月までは月額16,490円）

保険料の主な支払い方法は以下のとおりです。

- ①納付書による現金納付
- ②口座振替
- ③クレジットカード納付

※納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されていますが、紛失などで手元に無い場合は再発行することができますので、最寄りの年金事務所へお問合せください。

※口座振替及びクレジットカード納付は、事前に届出が必要となります。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> からダウンロードすることもできます。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120
小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236

【保健課からのお知らせ①】 国民健康保険税の課税限度額が変わります

国民健康保険特別会計の赤字及び財政運営の責任主体が北海道に移行することに伴い、昨年度、国民健康保険税の課税限度額（上限の金額）を改正しました。対象世帯への影響を考慮し、3年間の激変緩和措置を設けており、今年度の課税限度額は次のとおりとなりますのでお知らせします。

区 分	29年度	30年度	31年度
医療保険分	48万円	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	15万円	17万円	19万円
介護納付金分※	12万円	14万円	16万円

※介護納付金は40歳から64歳の国保加入者がいる場合のみ発生します。

※国民健康保険加入者の皆様には、7月の納付書に詳細を同封します。

【保健課からのお知らせ②】 国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、保健課までご連絡ください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくこととなります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますのでくれぐれも手続き忘れのないよう、ご注意ください。

また、現在国民健康保険に加入している方で、就職等により、新たに社会保険や共済保険等に加入された方、進学により他市町村へ転出した学生の方も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保健課窓口まで届出ください。

【保健課からのお知らせ③】 国民健康保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険に加入の方で、次に該当する場合は、収入の有無にかかわらず収入申告が必要になります。申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ申告をされていない方は、お早めにご手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方（年齢が19歳以上）で

- ①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方
- ②昨年1月から12月中に収入の無かった方

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121